

公立大学法人尾道市立大学における科学研究費補助金等の適正な運営及び  
管理を行う責任者等の設置に関する規程

平成24年4月1日  
規程第69号

(設置)

第1条 尾道市立大学(以下「本学」という。)に属する者が交付を受ける科学研究費補助金等(以下「科研費等」という。)の運営及び管理を適正に行うために、本学に最高管理責任者及び統括管理責任者を置く。

2 科研費等の執行による発注の結果納品される物品等の検査を行うために、本学に検収員を置く。

(最高管理責任者)

第2条 最高管理責任者は、本学におけるすべての科研費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は、学長とする。

(統括管理責任者)

第3条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学におけるすべての科研費等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、学内に必要な措置を指示し、連携を図りながら統括する。

2 統括管理責任者は、副学長とする。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の業務を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する学部・学科における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学部・学科の科研費等に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督又は指導する学部において、構成員が、適切に科研費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2 コンプライアンス推進責任者は、学部長・学科長とする。

(検収員)

第5条 検収員は、総務課長をもって充てる。

(相談窓口の設置)

第6条 科研費等の使用する規定等について、学内外からの相談を受ける窓口を総務課に設置する。

2 相談窓口は、科研費等の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年8月22日規程第172号)

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月26日規程第180号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。